

(別紙)

平成19年 6月15日

国土交通省

四国地方整備局長 北橋 建治 殿

四国電力株式会社

代表取締役社長 常盤 百樹

発電用水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策の報告書の提出について

平成19年5月16日付「命令書」(国四整河占第8号)に基づき、発電水利使用に関する不適切事案の再発防止策について、別紙のとおり報告いたします。

(別紙 - 1) 水利使用に係る適正性の確認・点検体制の整備報告書

(別紙 - 2) H19年度 河川法令の遵守意識徹底のための取組実施計画書

**水利使用に係る適正性の確認・点検体制の整備**

**報 告 書**

**平成19年 6月15日**

**四国電力株式会社**

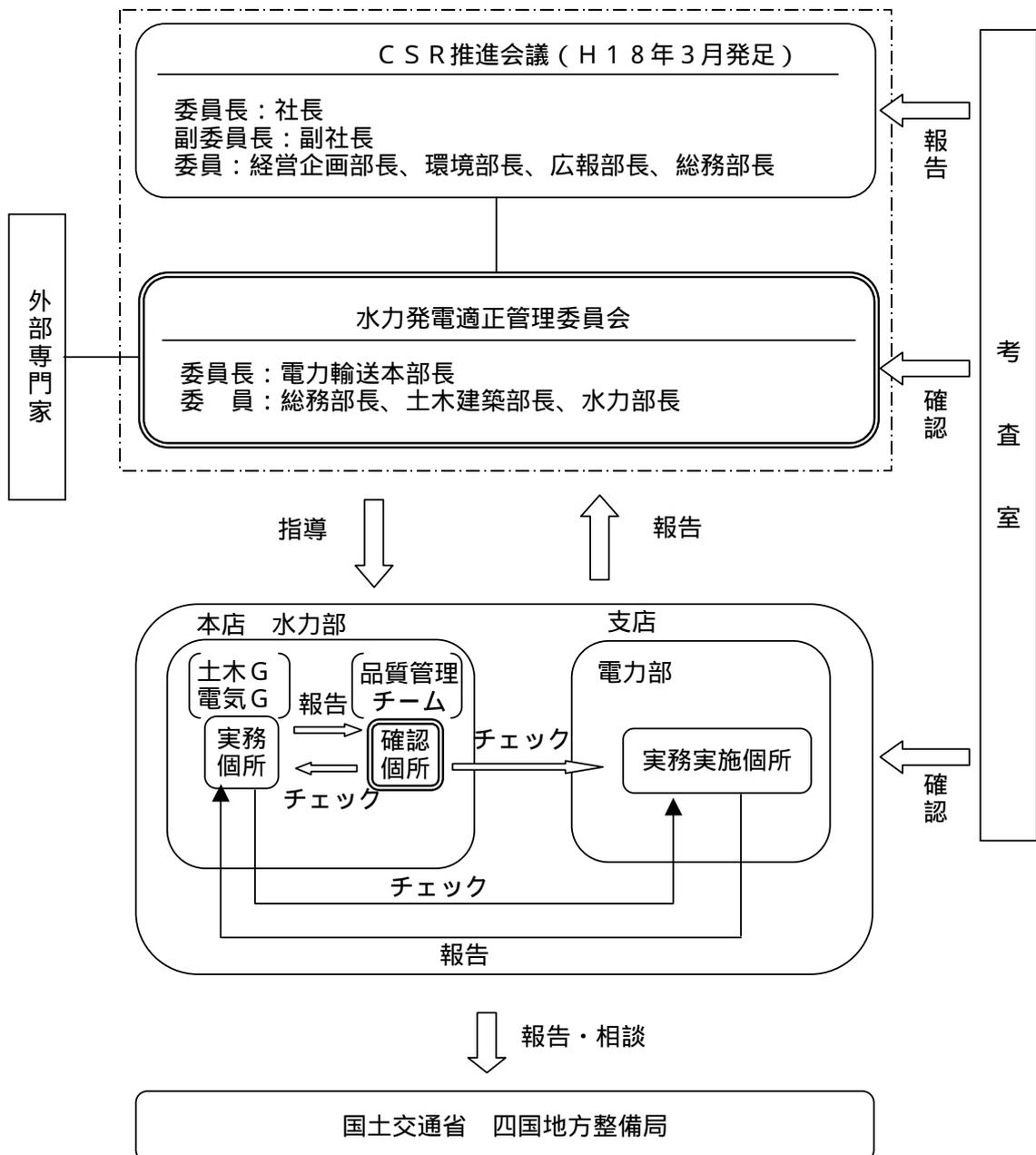
『発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策』に記載されている「1. 水利使用に係る適正性の確認体制の整備」ならびに「4. 定期的な自己点検」のなかで求められている、適正性の確認・点検の体制について、以下のとおり整備する。

なお、社内の内部監査部門である考査室が、当該体制が十分機能しているか否かについて、適宜、確認する。

また、定期的な自己点検については、外部専門家（大学の学識経験者等）を招聘したうえで実施することとする。

### 水利使用に係る適正性確認・点検体制

(  : 新設個所 )



## 1. 適正性確認状況の点検体制

適正性の確認状況等の点検を行うため、CSR推進会議の下部組織として「水力発電適正管理委員会」を新たに設置する。

この「水力発電適正管理委員会」は、水力担当役員を委員長（責任者）とし、組織横断的な点検を行うため、社内関係各部の部長で構成する。

この委員会のなかで、毎年度の適正性確認状況の点検（1回/年）と、5年毎の再発防止策の実施状況等の自己点検（1回/5年）を行う。

CSR推進会議

CSR（環境問題への対応や法令遵守の徹底など企業の社会的責任）に係る諸活動を全社的な観点から統括して推進するため、H18.3に発足

## 2 . 適正性確認の体制

適正性の確認を行うため、実務に直接携わらない「品質管理チーム」を水力部内に新たに設ける。

この「品質管理チーム」は、河川法申請やデータ報告等の実務に直接携わず、責任を持ち、適正性を確認し、その結果を「水力発電適正管理委員会」に報告して、毎年度の適正性の確認状況について、点検を受けるとともに、これらの結果を年度毎に国土交通省四国地方整備局に報告する。

また、「品質管理チーム」は、「水力発電適正管理委員会」により、5年毎の自己点検を受け、その結果を国土交通省四国地方整備局に報告する。

適正性の確認は、以下の内容についてチェックする。

(河川法申請)

- ・すべての工事において、申請要否の確認ができていること。
- ・申請が必要な工事については、全て申請ができていること。

(報告データ)

- ・決められた方法、頻度で測定されていること。
- ・測定されたデータに改ざん等がなく正確に報告されていること。

適正性確認の方法については、以下の手順で毎月実施する。

- ・支店実務実施箇所は、支店管理者が電力センター等から提出された河川法申請、報告データについて第一段階のチェックを行い、その結果を本店に報告する。
- ・本店実務箇所は、各支店でのチェック結果をとりまとめたうえで、各支店毎に第二段階のチェックを行い、その結果を「品質管理チーム」に報告する。
- ・「品質管理チーム」は、本店実務箇所(土木G、電気G)から報告されたチェック結果について第三段階のチェックを行う。

なお、「品質管理チーム」は、年度当初に全ての工事について集約し、申請要否判定基準（許可権者の指導を得たうえで作成）に基づき申請の要否を判定した後、国土交通省四国地方整備局へ事前相談を行い、その結果を実務箇所へ周知する。

（追加工事がある場合は都度実施）

また、工事の計画・実施に係る資料ならびに報告データに係る計測予定表等の資料をとりまとめ、国土交通省四国地方整備局へ提出（1回/年）する。

平成 19 年度

河川法令の遵守意識徹底のための取組実施計画書

平成 19 年 6 月 15 日

四国電力株式会社

『発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策』に記載されている「2. 河川法令遵守意識の徹底」のなかで求められている、平成 19 年度の具体的な取組みとして、社員研修の実施、社内規程の整備、本店による現場状況の把握を実施する。

## 1. 具体的な取組み内容

取組み内容の詳細は、以下のとおりである。

平成19年度 河川法の遵守意識徹底のための取組実施計画（１）

項 目	社員研修
内 容	本店集合教育、支店集合教育
目 的	河川法ならびに社内規程類などに関する研修を行い、関係者全員の河川法令に対する遵守意識の徹底をはかる。

具体的な実施内容

本店集合教育

河川法、社内規程などについて、本店関係者等を対象に集合教育を実施する。

講 師：本店担当者、専門家など

対象者：本店関係者

支店管理者（支店集合教育の講師）

テキスト：河川法申請の手引きなど

支店集合教育

本店集合教育の受講者を講師として、支店、電力センター関係者を対象に集合教育を実施する。

講 師：支店管理者（本店集合教育受講者）

対象者：支店、電力センター関係者

OJT教育

管理者、集合教育受講者により、職場研究会、日常業務を通じて河川法遵守意識を徹底させる。

スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本店集合教育												
支店集合教育								■				
OJT教育	■											
手引きの整備	■											

平成19年度 河川法の遵守意識徹底のための取組実施計画（２）

項 目	社内規程の整備
内 容	河川法申請に関する手引きの作成
目 的	統一された考え方で申請業務を適切に実施する。

具体的な実施内容

河川法に係る許可申請の要否等について、許可権者の指導を得たうえで、具体的な判断基準を作成し、社内の「河川法申請の手引き」に織り込み、再発防止に努める。

スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
手引きの整備												
周知徹底												

